

貝塚市立里山交流センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、貝塚市立里山交流センター条例（令和2年貝塚市条例第9号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用時間)

第2条 貝塚市立里山交流センター（以下「交流センター」という。）の使用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第3条 交流センターの休館日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(使用の許可申請)

第4条 条例第3条の規定により使用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、その使用予定期日前60日以内（使用者が市内に居住しない者又は市内に所在しない団体の場合は、使用予定期日前30日以内）に貝塚市立里山交流センター使用許可申請書兼使用料免除申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(許可証の交付)

第5条 市長は、交流センターの使用を許可したときは、申請者に対し貝塚市立里山交流センター使用許可証（様式第2号。以下「許可証」という。）を交付するものとする。

(許可証の所持)

第6条 使用者は、交流センターの使用中は、許可証を所持するものとし、職員の要求があるときは、これを提示しなければならない。

(使用料の納付)

第7条 条例第5条の使用料（以下「使用料」という。）は、許可証の交付を受けたときに納付しなければならない。

(使用料の還付)

第8条 条例第6条ただし書に規定する市長が特に必要があると認めるときは、次のとおりとする。

- (1) 天災地変等により使用することができなかつたとき。
- (2) 使用者の責めに帰することのできない特別の事由がある場合において、使用料を還付することが適当であると認められるとき。
- (3) 使用予定期日前2日までに使用しない旨の申出があつたとき。

2 条例第6条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、貝塚市立里山交流センター使用料還付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(使用料の免除)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、条例第7条の規定により使用料を免除することができる。

- (1) 市議会及び市の執行機関が使用するとき。
- (2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する社会福祉事業を行う市内の団体が公用若しくは公益又はその事業を行うために使用するとき。

- (3) 主として本市内に居住し、在勤し、又は在学する者により構成する団体が公用又は公益のために使用する時。
- (4) 官公署、市内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園が自らの事業を行うために使用する時。
- (5) その他市長が必要があると認めるとき。

2 条例第7条の規定により使用料の免除の措置を受けようとする者は、第4条の規定により使用の許可申請を行う際、同条に規定する申請書にその旨を記入して申請しなければならない。

（入館の制限等）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を加え、若しくは不快の念を起こさせる行為をした者又はそのおそれのある者
- (2) 他人の迷惑となり、又はそのおそれのある物品若しくは動物の類を携帯する者
- (3) 施設、附属設備その他備品等を損傷し、若しくは汚損する行為をした者又はそのおそれのある者
- (4) 次条の規定に違反した者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、交流センターの管理上支障があると認める者

（遵守事項）

第11条 使用者及び入館者は、条例に定めるもののほか、次の事項を守らなければならない。

- (1) 許可なく附属設備を使用しないこと。
- (2) 許可なく物品の販売又はこれに類する行為を行わないこと。
- (3) その他職員の指示に従うこと。

（補則）

第12条 この規則に定めるもののほか、交流センターの管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。